

太子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

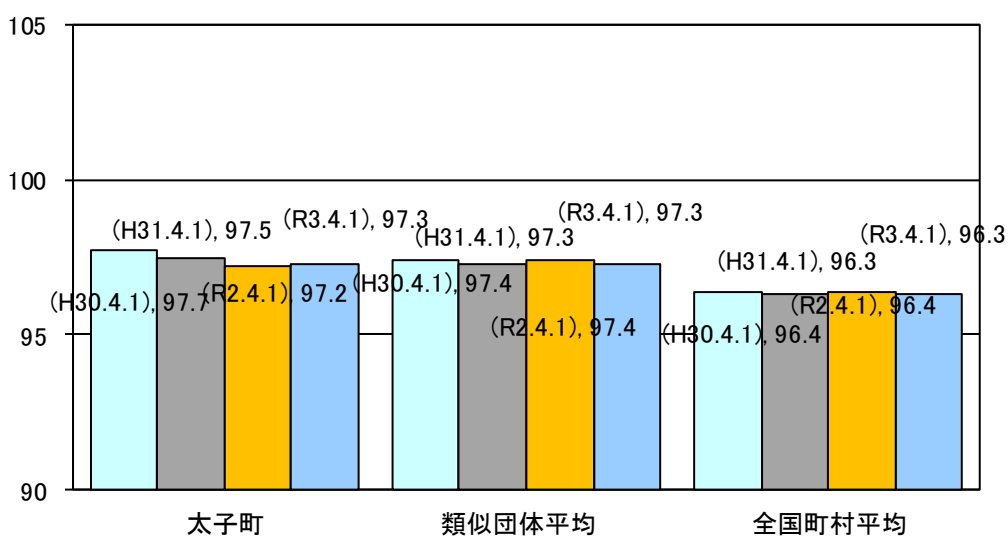
区分	住民基本台帳 人口(令和3年1 月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度 の人件費率
令和2年度	人 34,007	千円 16,785,430	千円 592,259	千円 1,745,006	% 10.4	% 11.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似 団体平均 一人当たり 給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和2 年度	人 170	千円 611,846	千円 100,047	千円 232,197	千円 944,090	千円 5,553	千円 5,696

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。) ※太子町は地域手当非支給地であり同数値のため記載せず。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給与表の見直し

[実施 未実施]

【実施時期】 平成27年4月1日

【実施内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。若年層については、初任給に係る号給等の引下げを行わない。高齢層については、50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大3.3%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

	平成26年度 の支給 割合	平成27年度の 支給割合		平成28年 度の支給 割合	平成29年 度の支給 割合	平成30年 度の支給 割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合	令和3年 度の支給 割合
		4月1 日時 点	遡及 改定 後						
国基準 による 支給割 合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
太子町 の支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に支給する。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

	一 般 職	特 別 職
平成 17 年度	給料月額の減額 3%減額	給料月額の減額 町 長 : 8%減額 副町長 : 7%減額 収入役 : 6%減額 教育長 : 6%減額
平成 18 年度		給料月額の減額 町 長 : 8%減額 副町長 : 7%減額 収入役 : 6%減額 教育長 : 6%減額
平成 19 年度		給料月額の減額 町 長 : 8%減額 副町長 : 7%減額 教育長 : 6%減額
平成 24 年度		給料月額の減額 町 長 : 20%減額 (10/1 より)
平成 26 年度		給料月額の減額 町 長 : 20%減額 (平成 24 年度より継続中) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額
平成 28 年度		給料月額の減額 町 長 : 15%減額 (10/1 より) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額 (副町長・教育長: 26 年度より継続中)
令和 2 年度		給料月額の減額 町 長 : 15%減額 35%減額 (7/1-7/31) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額 (副町長・教育長: 26 年度より継続中)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
太子町	38.4歳	288,300円	352,871円	310,958円
兵庫県	43.7歳	328,600円	424,668円	381,559円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.3歳	304,463円	371,025円	338,405円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
太子町	*	*	*	*	*
うちその他	*	*	*	*	*
兵庫県	56.3歳	361人	337,500円	404,625円	370,921円
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円
類似団体	51.5歳	8人	296,210円	324,948円	314,351円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
太子町	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
太子町	*	—	—
うちその他	*	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、賃金構造基本統計調査において比較することが適当な民間類似職種がない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太子町	38.8歳	305,113円	330,969円
兵庫県	41.3歳	355,500円	415,785円
類似団体	39.5歳	284,762円	318,909円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 個人情報観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「*」としている（その他、数値のない欄については、すべて「—」としている。）。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		太子町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	154,900円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	157,400円	151,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	(10～11年) 253,975円	(19～21年) 334,800円	(25～26年) 384,975円	(29～33年) 399,150円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

(注) 1 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の経験年数について記載している。

2 各経験年数と近似の経験年数に該当する職員が3人以下の場合は、「—」としている。

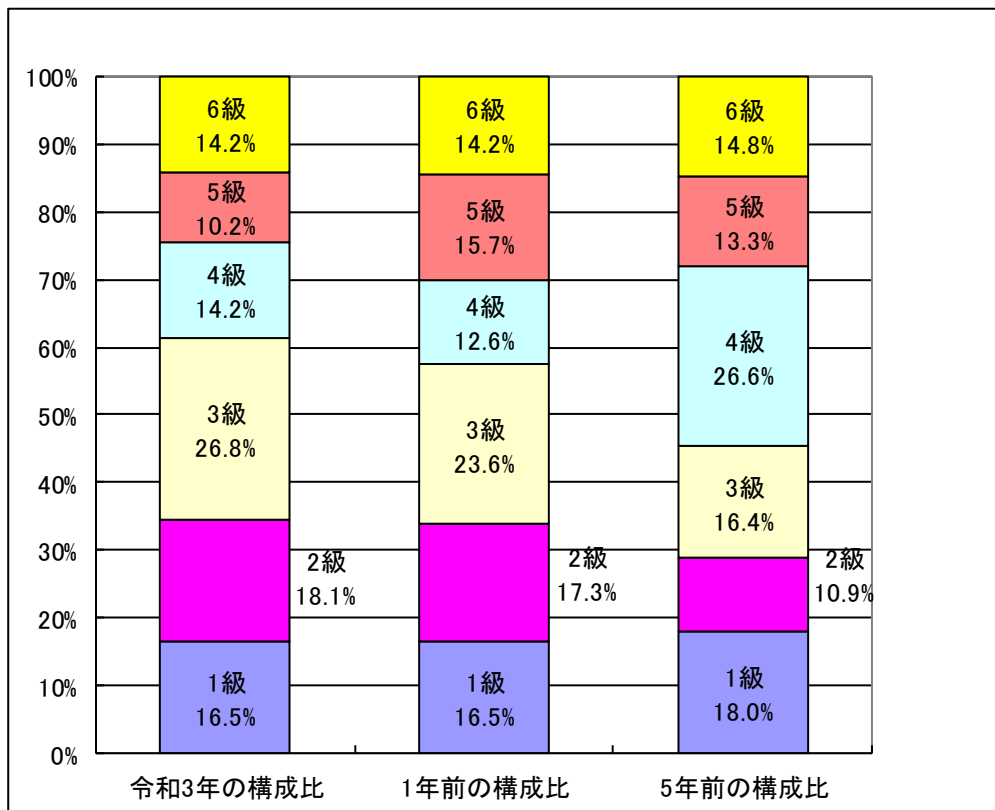
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

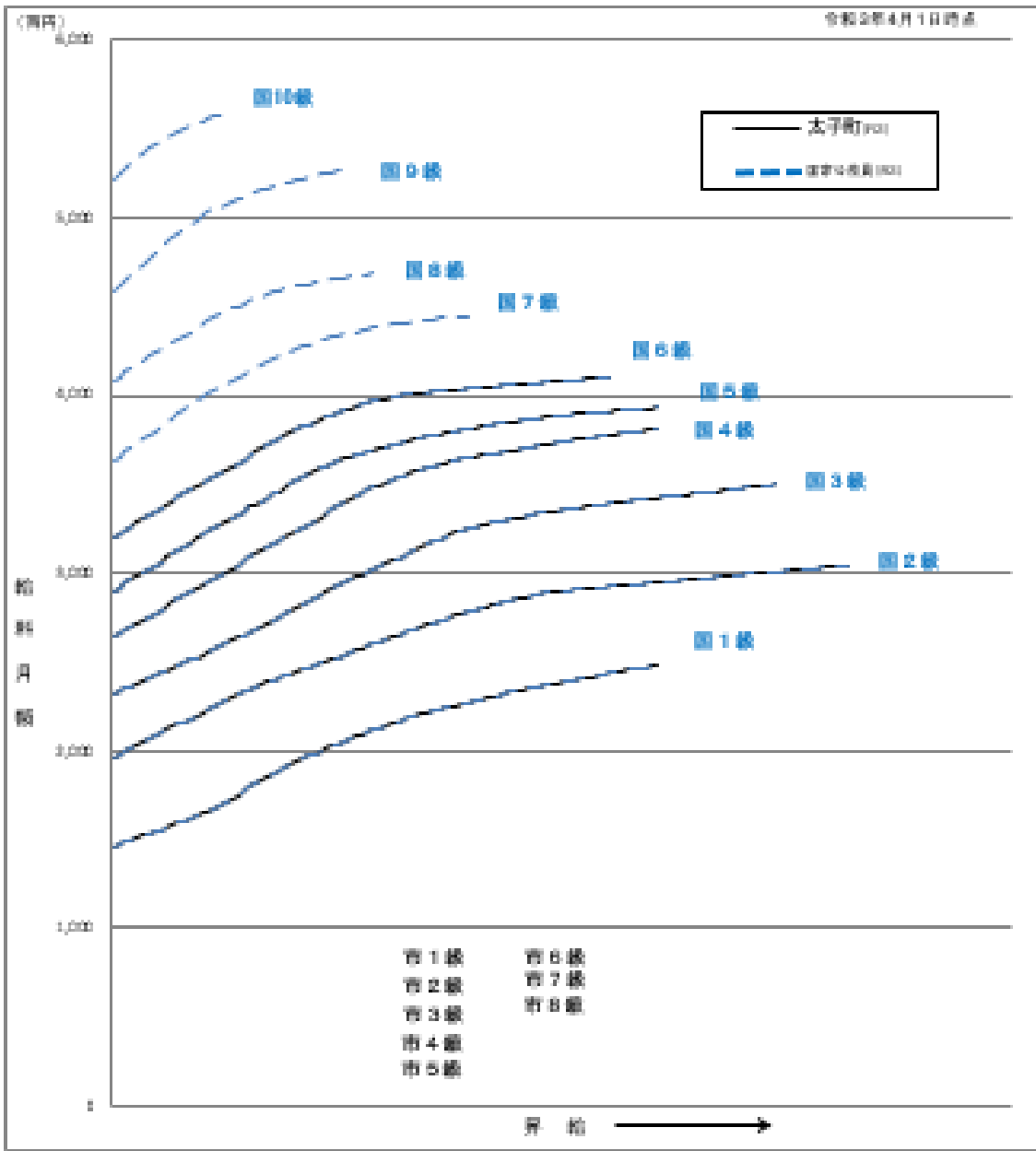
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	部長、課長	人 18	% 14.2	円 319,200	円 410,200
5級	副課長	人 13	% 10.2	円 289,700	円 393,000

4級	係長、主任主査	人 18	% 14.2	円 264,200	円 381,000
3級	主査	人 34	% 26.8	円 231,500	円 350,000
2級	主事	人 23	% 18.1	円 195,500	円 304,200
1級	主事	人 21	% 16.5	円 146,100	円 247,600

- (注) 1 太子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一）（令和3年4月1日現在））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（太子町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
□ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太子町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,448千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,789千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.55月分 1.90月分 再任用職員 1.45月分 0.90月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.55月分 1.90月分 再任用職員 1.45月分 0.90月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.55月分 1.90月分 再任用職員 1.45月分 0.90月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

○勤労手当への人事評の活用状況（一般行政職）（太子町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
□ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

太子町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり					
平均支給額	16,017千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全域	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)		38千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)		6,333円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度)		3.5%		
手当の種類 (手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫手当	当該業務に従事する職員	感染症患者の収容又は患者の家の消毒等に従事したとき	0千円	1件につき1,200円
行旅死亡人取扱手当	当該業務に従事する職員	行旅死亡人の移送、埋葬等に従事したとき	0千円	1件につき2,200円
精神障害者取扱手当	当該業務に従事する職員	精神障害者の収容移送等に従事したとき	0千円	1件につき1,000円
犬・猫死体処理手当	当該業務に従事する職員	犬・猫死体処理に従事したとき	40千円	1件につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	41,739千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	275千円
支給実績 (令和元年度決算)	39,604千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	275千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者・父母等 6,500円 (2) 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		15,803千円	243,115円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 (2) 家賃27,000円超え (家賃額－27,000円)×1/2＋11,000円（支給限度額28,000円）	同じ		8,451千円	281,713円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員に支給 (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額（支給限度額55,000円） (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ		6,717千円	53,739円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 67,000円 課長相当職 56,000円 副課長相当職 33,000円	異なる	（俸給の特別調整額） 管理又は監督の地位にある職員の官職のうちその職務の特殊性に基づき、人事院規則で指定する職にあるものに対して支給 39,700円～139,300円	24,264千円	527,478円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円	同じ		999千円	7,134円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	756,500円 (890,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	657,000円 (730,000円)	920,000円/565,500円	
	教 育 長	621,000円 (675,000円)	760,000円/518,500円	
報 酬	議 長	390,000円	499,000円/252,000円	
	副 議 長	300,000円	430,000円/202,000円	
	議 員	271,000円	400,000円/174,000円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和2年度支給割合) 6月期 2.20月分 12月期 2.15月分 計 4.35月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合) 6月期 2.20月分 12月期 2.15月分 計 4.35月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	75.7万円×在職月数×0.40	1,452万円	任期毎
	副 町 長	65.7万円×在職月数×0.24	757万円	任期毎
	教 育 長	62.1万円×在職月数×0.18	402万円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料の()内は、減額を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月/教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。（退職後に他の官職に任用される場合、記載どおり支給されないこともあります。）

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

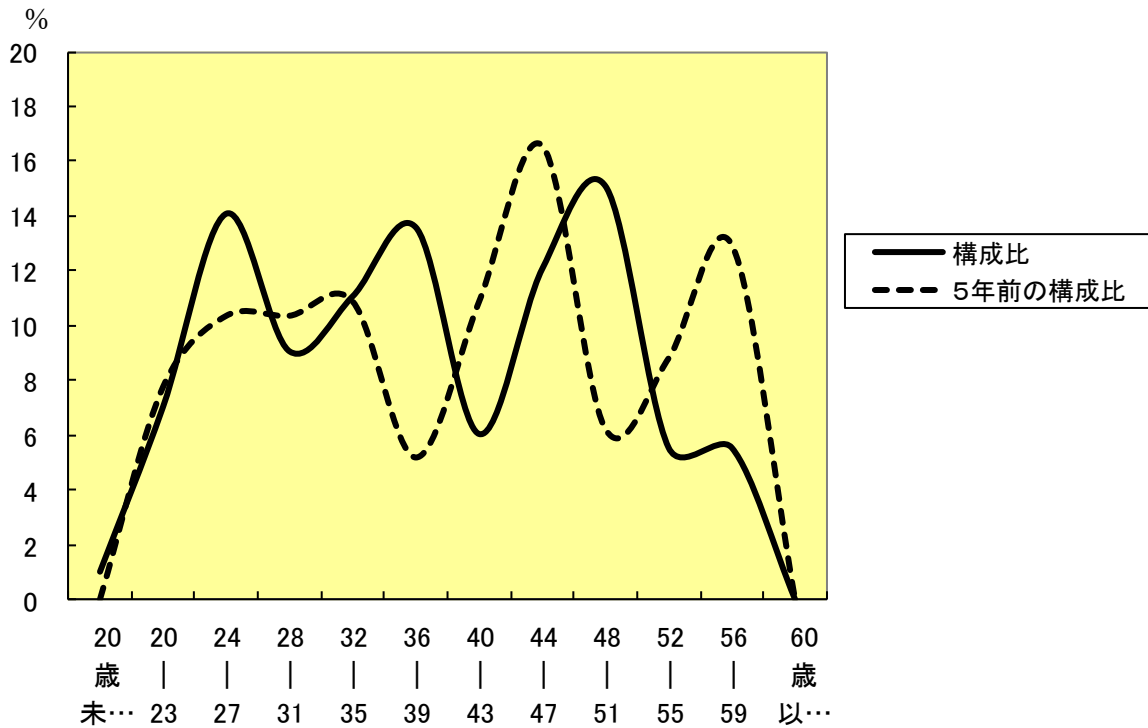
部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	+1	業務体制の見直しによる増員
		総 務	45	46		
		税 務	12	12		
		農林水産	7	7		
		商 工	3	3		
		土 木	15	15		
		民 生	28	28		
	衛 生	8	9	+1	業務体制の見直しによる増員	
	計	122	124	+2	<参考> 人口1万当たり職員数 36.5人	

門					(類似団体の人口1万当たりの職員数 51.74人)
	教育部門	46	46		
	小計	168	170	+2	<参考> 人口1万当たり職員数 50.0人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.84人)
公 営会 企計 業部 等門	水道	8	8		
	下水道	5	5		
	その他	14	16	+2	業務体制の見直し等による増員
	小計	27	29	+2	
合計		195 [263]	199 [263]	+4 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 58.5人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	14人	28人	18人	22人	27人	12人	24人	30人	11人	11人	0人	199人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	
一般行政	118	119	121	123	122	124	+6 (+5.1%)
教育	48	48	51	47	46	46	△2 (△4.2%)
普通会計	166	167	172	170	168	170	+4 (+2.4%)
公営企業等会計	25	26	26	26	27	29	+4 (1.6%)
総合計	191	193	198	196	195	199	+8 (+4.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	471,631	18,943	63,478	13.5	11.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 0 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和2 年度	人 8	千円 30,656	千円 4,557	千円 12,107	千円 47,320	千円 5,915	千円 6,045

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

	一般職
平成17年度	給料月額の減額 3%減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
太子町	43.8歳	325,750円	506,359円
市町村平均	45.3歳	335,096円	502,816円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太子町（水道事業）	太子町（公営企業以外）
1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,734千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,448千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 一般職員	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 一般職員

再任用職員 1.45月分 0.90月分	再任用職員 1.45月分 0.90分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

太子町（水道事業）			太子町（公営企業以外）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	0千円		1人当たり平均支給額	16,017千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績（令和2年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		0種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支 給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	1,028千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	206千円
支給実績（令和元年度決算）	797千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	161千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならぬ

い職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者・父母等 6,500円 (2) 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		1,496千円	306,300円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃27,000円以下 家賃額 - 16,000円 (2) 家賃27,000円超え (家賃額 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円 (支給限度額28,000円)	同じ		336千円	336,000円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員に支給 (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 (支給限度額55,000円) (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円~31,600円	同じ		278千円	46,367円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 67,000円 課長相当職 56,000円 副課長相当職 33,000円	同じ		1,464千円	488,000円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円	同じ		53千円	8,800円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和2 年度	千円 1,230,488	千円 △96,082	千円 37,299	% 3.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 0 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費 千円 5,953
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和2 年度	人 5	千円 18,867	千円 2,014	千円 6,742	千円 27,623	千円 5,525	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

	一般職
平成17年度	給料月額の減額 3%減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
太子町	40.3歳	326,920円	472,618円
市町村平均	43.7歳	331,372円	495,629円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太子町（下水道事業）	太子町（公営企業以外）
1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,532千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,448千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 一般職員	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 一般職員

再任用職員 1.45月分 0.90月分	再任用職員 1.45月分 0.90分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

太子町（下水道事業）			太子町（公営企業以外）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	23,126千円		1人当たり平均支給額	16,017千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績（令和2年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		0種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支 給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	449千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	150千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者・父母等 6,500円 (2) 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		696千円	232,000円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 (2) 家賃27,000円超え (家賃額－27,000円)×1/2＋11,000円（支給限度額28,000円）	同じ		0千円	0円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員に支給 (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額（支給限度額55,000円） (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ		123千円	42,950円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 67,000円 課長相当職 56,000円 副課長相当職 33,000円	同じ		792千円	396,000円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円	同じ		40千円	7,920円